

理事の構成要件が変わりました

平成28年4月1日に改正農協法が施行され、理事の構成要件が変更されました。
当JAでは本年の役員改選時より、新たな要件に基づく理事の選出・選任が必要となります。

【新たな要件】

理事（女性理事候補者を除く）は、定款に規定するもののほか、次のいずれかの資格要件を満たしていなければならない。

(1) 認定農業者（法人にあっては、その役員）であること

(2) 実践的能力者であること

- ・当JAまたは他のJAの常勤役員を1期以上経験した者
- ・当JAまたは他のJA（中央会、連合会含む）で、課長以上の職を1年以上経験した者
- ・当JAの事業と関連する事業を行う法人・団体等において、役員あるいは管理職を1年以上経験した者
- ・公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの法人経営に関する資格を有する者

(3) 認定農業者に準ずる者であること

例)

認定農業者OB、認定農業者の家族、認定就農者、県認定の指導農業士、生産部会等の代表
集落営農組織の役員、など